

# 1 沖労委平成26年(不)第2号・平成27年(不)第2号事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X <sub>1</sub> 組合 X <sub>2</sub> 組合	組合員数：約11,000人 組合員数：1人（申立て時）		Y法人 業種：医療、福祉 従業員数：20人		
申立年月日	平成26年事件：平成26年10月24日 平成27年事件：平成27年3月23日		終結年月日	平成29年3月6日		
所要日数	平成26年事件：865日 平成27年事件：715日		終結区分	全部救済		
審査状況	調査回数	10回	審問回数	2回	和解協議回数	—
審査委員	上江洲 純子	参与委員	(労)砂川 安弘	(使)山城 博美		
請求する 救済の内容	1 X <sub>2</sub> 組合のA <sub>1</sub> 執行委員長に対する平成26年9月の契約更新に係る人事考課をやり直し、その評価に基づいて平成26年9月分以降の賃金を改めて計算し、その結果算出して得られた額と既に支払われた賃金との差額の支払					
	2 A <sub>1</sub> 執行委員長に対する平成26年6月賞与及び同年12月賞与に係る評価をやり直し、その結果算出された賞与の支払					
	3 謝罪文の掲示					
	労働組合法第7条 該当号			第1号		
当事者の主張の要旨						
<p><b>【申立人】</b> 平成26年9月の労働契約の更新に際し、法人は、X<sub>2</sub>組合のA<sub>1</sub>執行委員長及び同組合員A<sub>2</sub>（当時）に対して、同月以降の賃金を引下げる内容の労働条件通知書を交付した。組合員2人は法人に対し賃金引下げに異議を述べ、従前の労働条件による労働契約の更新を求めたが、法人は応じなかった。 また、法人は、平成26年6月及び12月の賞与に係る評価において、X<sub>2</sub>組合のA<sub>1</sub>執行委員長らだけを不当に最低評価の1とし、さらに行事不参加を理由とする不当な減額を行った結果、組合員には賞与を支給しなかった。 法人によるこれらの行為は、労組法第7条第1号の不当労働行為に該当する。</p> <p><b>【被申立人】</b> 法人によるX<sub>2</sub>組合の組合員2人に対する賃金引下げは、両者の勤務態度不良及び人事考課の評価が著しく低かったことによるものであること、また、両者とも本件賃金引下げに合意したものであることから、労組法第7条第1号の不当労働行為に該当しない。 また、A<sub>1</sub>執行委員長らに対する平成26年6月及び12月の賞与不支給は、公正に行った同人らの人事考課において総合評価が1であったこと、さらに同人らが行事に参加しなかったため、行事不参加に伴い賞与から一定額を減額する法人の規定に基づいて減額した結果によるものであることから、労組法第7条第1号の不当労働行為に該当しない。</p>						
経過及び主文						
<p><b>【経過】</b> 平成26年事件は、平成26年10月24日の申立て後、平成27年4月27日までに委員調査を4回実施した。 平成27年事件は、平成27年3月23日の申立て後、同年4月27日に第1回委員調査を実施し、その際、両事件の審査の併合を決定した。併合後、委員調査を5回、審問を2回実施し、平成29年1月27日第371回公益委員会において命令を決定の上、同年3月3日に申立人に対し、同月6日に被申立人に対し命令書を交付し、本件は終結した。</p> <p><b>【主文】</b></p> <p>1 被申立人は、平成26年9月から平成27年8月までの申立人組合員A<sub>1</sub>の基本賃金については、降給がなかったものとして、平成25年9月から平成26年8月までの基本賃金の額と同額とし、既に支給した額との差額を、同人に対し、支払わなければならない。</p> <p>2 被申立人は、平成26年6月及び同年12月の申立人組合員A<sub>1</sub>の賞与については、被申立人の賞与の計算式により、掛率を同年6月賞与については1.1、同年12月賞与については1.2とし、支給率及び査定率を100パーセントとして算出して得た額を、行事不参加の回数に応じた減額を行うことなく、同人に対し、支払わなければならない。 この場合、同年12月賞与については、同年9月に基本賃金の降給はなかったものとして計算しなければならない。</p> <p>3 被申立人は、本命令書を受領した日から15日以内に縦55センチメートル横80センチメートル（新聞紙2頁大）の大きさの白紙に、別紙のとおり明瞭に記載し、施設の玄関の見やすい場所に、10日間掲示しなければならない。（別紙は割愛）</p>						